

平成 24 年度

事業計画書



社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会

目 次

基本理念	4
基本方針	4
重点項目	4
住民参加と小地域ネットワーク活動の推進	5
1、地域住民の主体的福祉活動の推進	5
(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業	5
(2) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業 を軸としたボランティア活動の推進	5
(3) 地域見守り応援隊の活動支援	5
2、当事者の社会参加の推進	6
(1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催	6
(2) シルバー人材センター事業	6
(3) 福祉バス管理運行事業	6
(4) 福祉団体などへの支援	6
3、福祉課題の把握	6
(1) 地域福祉座談会の開催	6
(2) 地域福祉活動計画の策定	7
(3) 各種団体などへのPR活動	7
地域福祉サービスの推進	7
1、介護保険事業などの運営	7
(1) デイサービス事業	7
(2) ホームヘルプサービス事業	9
(3) 訪問入浴介護事業	10
(4) 居宅介護支援事業	11
2、地域支援事業の推進	12
(1) 地域包括支援センター業務	12

3、地域福祉活動の推進	1 3
(1) いきいきふれあいサロン事業	1 3
(2) 軽度生活援助事業.....	1 3
(3) 福祉有償運送事業.....	1 4
福祉教育・ボランティア活動の推進	1 4
1、福祉意識の高揚と人づくり	1 4
(1) 社会福祉大会の開催	1 4
(2) ふれあい福祉活動人材養成事業	1 4
(3) 子育て応援ネット事業	1 4
(4) ダイヤモンド婚式・金婚式の開催	1 4
2、福祉教育の推進	1 4
(1) ボランティア活動推進校の推進	1 4
(2) 親子福祉体験事業	1 5
(3) 社会福祉士養成実習(大学生)の受け入れ	1 5
3、ボランティア活動の推進	1 5
(1) ボランティアセンターの充実及び人材育成	1 5
(2) 災害ボランティアネットワーク構築	1 5
福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実	1 5
1、福祉情報の提供	1 5
(1) 社協広報紙の発行	1 5
(2) 社協ホームページの運用・更新	1 5
2、相談体制の確立	1 6
(1) 心配ごと相談所事業	1 6
(2) 広域法律相談所事業	1 6
3、生活支援体制の確立	1 6
(1) 日常生活自立支援事業	1 6
(2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置	1 6
(3) 紙おむつ支給事業	1 6
(4) 福祉器具の貸出事業	1 6
(5) 生活福祉資金貸付事業	1 6

(6) たすけあい資金貸付事業	1 6
(7) 有職知的障害者交通費助成事業	1 7
(8) 斎壇事業	1 7
(9) 公共施設の運営	1 7

社協基盤の充実・強化	1 7
------------------	-----

1、社協組織の強化	1 7
(1) 役員研修会の実施	1 7
(2) 理事会・評議員会の充実	1 7
2、職員体制の強化	1 7
(1) 職員の処遇安定	1 7
(2) 資格取得の促進	1 7
(3) 各種研修会への派遣	1 8
3、財政基盤の整備	1 8
(1) 公費助成の確保	1 8
(2) 基金の運用と増資	1 8
(3) 収益事業による自主財源の確保	1 8
(4) 社協一般会員・特別会員・賛助会員の加入促進	1 8
(5) 共同募金運動への協力	1 8

関係機関・団体との連携	1 8
-------------------	-----

1、関係機関・団体との連絡調整	1 8
-----------------------	-----

平成24年度社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会事業計画

〔基本理念〕

「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現

〔基本方針〕

人口の減少に伴う少子高齢化が進む中、核家族化や単身世帯の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化により、孤独死や自殺、消費者被害、虐待など、地域において様々な生活課題が顕在化してきており、改めて地域福祉の重要性が叫ばれている。これらの問題解決に向けて、小地域での見守りや支え合い活動など、地域住民を主体とした新たな地域福祉の推進が重要な課題となっており、自助や公助だけではなく、共助を基本とした住民同士の助け合いや支えあいによる人と人との絆を強くし、安心して暮らせる福祉のまちづくりがより一層求められている。

このような中、社会福祉協議会(以下「社協」という。)は公共性の高い地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、その対象や分野を問わず、地域の様々な課題や住民のニーズを的確に把握し、それらに対応した総合的なサービスの提供や活動を進める必要がある。

今年度は、第1次藤崎町地域福祉活動計画の期間が終了することから、第2次藤崎町地域福祉活動計画(平成25年度～平成29年度)の策定に取り組まなければなりません。また、介護保険制度の改正に伴い利用者が不利益を被らないよう介護サービス提供に心掛けると共に、藤崎・常盤老人福祉センターについても、町からの指定管理者として引き続き指定を受けたので、サービスの向上と効率的な運営にも努めていかなければなりません。

社協は住民を主体として、行政・町内会・民生委員児童委員協議会・関係機関などと連携・協働を図り、基本理念として掲げている「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向けて、次の4つを重点項目として掲げ事業を展開する。

〔重点項目〕

- 1．高齢者の身近な相談窓口としての地域包括支援センターの充実
- 2．地域での見守り体制の強化及び各種相談体制の充実
- 3．利用者・家族と共に歩める介護サービスの提供
- 4．地域住民の憩いの場としての老人福祉センターの充実

〔実施事業〕

住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

1. 地域住民の主体的福祉活動の推進

(1) ほのぼのコミュニティ21推進事業(町受託事業)

一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないように、各町内にほのぼの交流協力員(ボランティア)を配置し、定期的に対象者世帯を訪問することにより、安否確認や状況把握を行い、問題があった場合は早急に関係機関と連携を図り、問題解決に努める。

ほのぼの交流協力員の活動強化と関係機関(行政、民生委員児童委員、地域包括支援センターなど)との連携

新規対象者の発掘とほのぼの交流協力員の継続的確保

広報活動による活動状況や事業の啓発

ほのぼの交流協力員及び民生委員児童委員合同研修会の開催

対象者についての見守り体制を強化するための情報交換を行う。

- ・対象世帯数310世帯
- ・ほのぼの交流協力員数(藤崎地区80名・常盤地区43名 合計123名)

(2) 緊急通報システム福祉安心電話サービス事業を軸としたボランティア活動の推進

一人暮らし高齢者や障害のある人などを対象に緊急時の安全と不安や孤立感、孤独感を解消するために福祉安心電話を設置し、24時間体制(県社協との連携)により事業を実施する。

定期的な電池交換(年1回)と作動テストの実施(年2回程度)

福祉安心電話設置者の緊急時の安全と不安や孤立感・孤独感の解消のために、福祉安心電話協力員(ボランティア)の協力を得て活動を推進する。

設置者データの確認(年1回)

福祉安心電話協力員会議の開催

安心電話の操作方法と協力員相互の情報交換を行う。

(福祉安心電話設置数59台 福祉安心電話協力員数156名)

(3) 地域見守り応援隊の活動支援

希薄になりがちな地域での住民同士の繋がりや支え合いによる近隣住民の絆を強くするために、子どもから高齢者まで安心して生活ができる住民相互の助け合い活動や要援護者を見守る活動を支援すると共に、小地域における福祉活動の充実を図る。

伝馬青年団(伝馬地区)と常盤地区コミュニティ推進協議会(常盤地区)を指定
(平成22年度~平成24年度)

(活動内容)

- ・ 町内の一人暮らし高齢者に対する町内行事への参加呼びかけ
- ・ 町内の一人暮らし高齢者に対する火災予防や除雪活動
- ・ 町内の要援護者の見守り活動（声がけなど）
- ・ 通学児童の見守り活動
- ・ 文化伝承、世代間交流活動 など

2 . 当事者の社会参加の推進

(1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催

藤崎・常盤両老人福祉センターにおいて、会食をしながら参加者同士の交流を図ると共に、地域ボランティアや保育園児などとの交流を深める。

藤崎地区 年 8 回開催、常盤地区 年 8 回開催

合 同 年 3 回開催

日帰り湯治の会 年 1 回開催

(2) シルバー人材センター事業

高齢者の知恵や経験を活かし、就労を通じて生きがいづくりを促進する。

(会員数 3 1 名)

技術向上のための講習会の開催

会員交流会の開催(会員同士の交流親睦や研修による情報交換)

「シルバーの日」の実施(シルバー人材センターの P R 活動)

シルバー便りの発行(年 1 ~ 2 回)

(3) 福祉バス管理運行事業(町受託事業)

社会福祉団体などの活動促進と地域住民の福祉向上を目的に、効率的な運行を行う。

(4) 福祉団体などへの支援

福祉団体の事務局を担うことにより、福祉団体の支援と育成を図る。また、各種制度の改正や地域社会の変化など福祉団体を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種研修や情報提供の充実を図る。

老人クラブ連合会活動支援

身体障害者福祉会活動支援

母子寡婦福祉会活動支援

遺族会活動支援

ボランティア連絡協議会活動支援

3 . 福祉課題の把握

(1) 地域福祉座談会の開催

住民に対して、福祉情報の提供や社協が行う事業の P R を行うと共に、地域における福祉課題などについて住民と話し合いの場を持つ。

(2) 地域福祉活動計画の策定

社協が取り組んでいる第1次地域福祉活動計画(平成20年度～平成24年度)の進行状況を総点検すると共に、地域の福祉課題などについて検証しながら第2次地域福祉活動計画(平成25年度～平成29年度)を策定する。

(3) 各種団体などへのPR活動

町内会や各種団体など希望に応じて、職員が地域に出向き、社協事業のPRや福祉情報の提供を行う。

地域福祉サービスの推進

1. 介護保険事業などの運営

(1) デイサービス事業(介護事業・介護予防事業)

事業目的

デイサービスセンター利用者に対して、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び介護者の身体並びに精神的負担の軽減を図るため適正に支援することを目的とする。

サービス目標

センターにおいて利用者一人ひとりに向き合う時間を持ち、利用者の話に耳を傾けながら笑顔を引き出すサービスを目指す。

介護者とのコミュニケーションをより密に行い、介護者や家族から信頼されるよう、良好な関係づくりを目指す。

「安全・安心」なサービス提供を目指す。

事業内容

看護師による健康チェック

血圧・体温・体重の測定を行い、健康状態を把握し、変化が見られた場合は家族や関係機関との連絡を密にし、利用者の健康管理に努める。また、必要に応じて持参した内服薬などの投与管理を行う。

入浴

利用者の全身及び皮膚状況のチェックをすると共に、ろうじんせいひ ふ そうようしょう老人性皮膚掻痒症の予防に取り組む。また、浴室環境の整備、浴後ケアにより快い入浴ができるように心がける。

給食

嗜好にあわせ、栄養バランスのとれた食事を日替わりで用意し、四季にちなんだ献立や旬の素材を取り入れ楽しい食事や会話の場を提供する。また、おかゆ・刻んだおかず・ミキサー食・トロミ食を用意すると共に、介護食器を用意し、必要に応じて介助する。

主食のご飯には脳の活性を促すといわれるビタミンEを配合している。

口腔ケア

昼食後の歯みがきや入れ歯の手入れを指導し、必要に応じて介助する。

機能訓練

安全性を考慮しながら、リハビリ器具を利用した訓練の補助や、リハビリ体操・レクリエーション・園外行事を通じて気軽に楽しみながら残存機能の維持に努める訓練を行えるように工夫する。

相談援助

利用者の精神安定と自立を高めるために個々のニーズを把握し、また、利用者や介護者への生活相談を常時実施し、利用者が在宅で生きがいを持って安定した生活を送れるように援助する。

送迎

リフトバス・リフトワゴン車（職員2名乗務）・軽自動車（職員1名乗務）で送迎を行う。

営業日及び営業時間

営業日：月曜日～日曜日(年中無休)

営業時間：午前8時～午後4時45分

利用定員

35名

職員体制

職名	常勤	非常勤	計	備考
(管理者) 施設長兼生活相談員兼介護員	1名		1名	
生活相談員兼介護員	1名		1名	
看護職員兼機能訓練員	1名	1名	2名	
介護員	5名	7名	12名	内1名は調理員兼務
調理員	1名	1名	2名	
計	9名	9名	18名	

年間行事計画

行事計画にあたっては、利用者の要望をよく把握して生活に潤いをもたらすものとなるように、常に新鮮な発想で創意工夫する。

月	行事	月	行事
4・5	春のドライブ会	10・11	秋のドライブ会
6	ジャスコ買い物会	12	クリスマス会
7	夏のドライブ会	1	新年会
8	ジャスコ買い物会	2	節分
9	敬老会	3	ひなまつり

誕生会は毎月実施

生活環境の安全管理及び衛生管理

生活環境の整備

生活環境の整備は、利用者を主体的に捉え、機能しやすいように整備し安全確保に努め、万が一の事態にも機敏に対応できるように救命訓練に取り組む。

衛生管理

衛生管理は消毒を徹底して感染予防に努める。また、職員の血液・鼻腔検査・調理職員の検便、浴槽のレジオネラ属菌の検査等を実施すると共に、毎出勤時、職員衛生管理表でチェックを行う。

防災について

火災や地震を想定した避難訓練を実施する。

建物管理について

ボイラー・防災設備・浴室設備・調理設備においては、定期点検整備を実施する。

補償について

損害賠償保険に加入し、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに補償を行う。

職員研修及びサービス向上のための内部検討会

職員全員が知識・技術・質の向上を目的として積極的に各種研修会に参加する。また、サービス向上のため、各小委員会において検討会を実施する。

関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。
(行政・地域包括支援センター・民生委員児童委員・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・医療機関など)

(2) ホームヘルプサービス事業(介護事業・介護予防事業・障害者自立支援事業)

事業目的

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助・その他の生活全般にわたる援助活動を行う。

サービス目標

「住み慣れた在宅での生活の継続を援助する」

職員同士で情報共有し、連携を密にとり合ってサービスの提供にあたる。

増加・複雑化する認知症高齢者に対する対応の仕方をより深く研修し、信頼関係を築いてサービスの提供にあたる。

事業内容

介護保険によるホームヘルプサービス

〔身体介護・生活援助・通院等乗降介助・介護予防〕

障害者自立支援法によるホームヘルプサービス

〔身体障害(児)者・知的障害(児)者に対する身体介護・家事援助・通院等乗降介助〕

営業日及び営業時間

営業日：月曜日～日曜日(年中無休)

営業時間：午前7時～午後10時

(但し、通常は午前8時～午後4時45分)

職員体制

職名	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1名		1名	
サービス提供責任者	4名		4名	
介護員		4名	4名	
計	5名	4名	9名	

職員研修

高齢者介護や認知症介護に関する知識・技術の向上を目的として積極的に各種研修会に参加する。

関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスが提供されるようにする。

(行政・地域包括支援センター・民生委員児童委員・居宅介護支援事業所・居宅サービス事業所・医療機関など)

(3) 訪問入浴介護事業(介護事業・介護予防事業・地域生活支援事業)

事業目的

介護を必要とする高齢者及び障害のある人に対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、住み慣れた居宅における入浴援助を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図る。

サービス目標

温泉入浴で体を癒し、会話で心を癒してリフレッシュしていただく。

利用者や介護者から会話をひきだし、介護相談なども親身になって行う。

事業内容

利用者の居室に浴槽を設置し、入浴専用車によりときわ温泉のお湯を使用して入浴介助する。

営業日及び営業時間

営業日：月・水・金曜日

(但し、祝祭日及び年末年始を除く。)

営業時間：午前8時～午後4時45分

職員体制

職名	常勤	非常勤	計	備考
(管理者)	1名		1名	
看護職員				
介護員	1名		1名	
看護職員		1名	1名	

計	2名	1名	3名	
---	----	----	----	--

職員研修

医療依存度の高い重度介護に関する知識・技術の向上を目的として積極的に各種研修会に参加する。

関係機関との連携

他機関や専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。
 (行政・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所・民生委員児童委員・医療機関など)

(4) 居宅介護支援事業(介護サービス)

事業目的

高齢者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。また、事業の実施にあたっては、行政・地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努めると共に、相談からサービス提供に至るまで、相談者に不安を与えないような十分な説明と、地域包括支援センターやその他関係機関との連携を強化する。

サービス目標

法改正に伴い、正しい知識を持ち、利用者への的確な情報を提供する。
 アセスメントを強化し、課題分析をした上で、利用者・家族の立場に立ってサービス調整を行い、在宅生活を送れるように支援していく。

事業内容

居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターや他居宅サービス事業所との連携は勿論のこと、利用者保護の観点から、利用者個人の意志が反映された介護計画の作成及び維持管理を目的として次の業務を行う。

申請手続き代行業務

要介護認定の更新及び変更、新規申請手続きの代行を行う。また、制度上、サービスを利用する際に必要な申請手続きの代行を行う。(住宅改修、福祉用具購入、保険証再交付の手続きなど)また、介護保険制度に関することだけではなく利用者の状況に合わせ、必要な申請手続き代行を行う。(紙おむつ支給申請、生活上必要な手続きなど)

要介護認定の調査業務

サービス利用者の認定有効期限が切れることのないように認定の有効期限を管理し、円滑に保険給付が受けられるようにする。

ケアプラン(居宅サービス計画)の作成

要介護認定結果に基づき、必要な介護内容を盛り込んだ居宅サービス計画を毎月作成する。また、早急にサービスが必要になった場合は、暫定でのサービスが利用できるよう援助を行う。

利用者が希望するサービスの確保及びサービス提供機関との連絡調整

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが確保されるように、サービ

ス提供機関との連絡調整・交渉を行う。

利用者が継続して利用するサービスの維持・管理

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが継続して行われるように、サービス提供機関との連絡調整を行う。

(利用状況・経済状況などの確認、苦情処理など)

職員研修

地域住民、要介護者からの介護保険に関する相談に、的確・迅速に対応するため積極的に各種研修会などへ参加し、知識及び技術の習得、専門性の確保・向上を図る。(介護支援専門員専門研修など)

また、事業所内ではケアプラン検討会などの内部研修会を積極的に行い、自らの技術の向上に努める。

営業日及び営業時間

営業日：月曜日～土曜日

(但し、年末年始を除く。)

営業時間：午前8時15分～午後5時

(時間外は24時間電話にて対応する。)

職員体制

職名	常勤	非常勤	計	備考
(管理者) 主任介護支援専門員	1名		1名	
介護支援専門員	2名		2名	
計	3名		3名	

2. 地域支援事業の推進

(1) 地域包括支援センター業務(町受託事業)

事業目的

地域の高齢者やその家族が抱える介護・健康・福祉・虐待防止・権利擁護などの様々な生活課題を総合的に受け止め、課題解決にむけて専門職が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに活かしながら包括的かつ継続的に支援し、住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続できるように支援を行う。

重点目標

高齢者が地域でいつまでも暮らし続けていくために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する『地域包括ケア』体制の強化を図る。

事業内容

包括的支援事業

1) 介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態などになることを予防するため、その心身の状況

に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

2) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの

支援を行う。

3) 権利擁護事業

地域の民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域において、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者に係る保健・医療・福祉などに関する多様な支援を総合的・包括的・継続的に提供するための体制を整え、また個々の介護支援専門員に対し支援を行う。

指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況を、その置かれている環境などを勘案し、「介護予防サービス計画」を作成するとともに当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービスなどの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者などの関係機関との連絡調整を行う。

営業日及び営業時間

営業日：月曜日～土曜日(日曜日と年末年始を除く)

営業時間：午前8時15分～午後5時

(時間外は24時間電話にて対応する。)

職員体制

職名	常勤	非常勤	計	備考
(管理者) 社会福祉士	1名		1名	
看護師	1名		1名	
主任介護支援専門員	1名		1名	
介護支援専門員	1名		1名	
計	4名		4名	

職員研修

各種研修会へ積極的に参加し、知識及び技術の習得、専門性の向上・確保に努める。

3 . 地域福祉活動の推進

(1) いきいきふれあいサロン事業

地域で生活している高齢者と住民（ボランティアなど）が気軽に集い、ふれあい交流を通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げると共に、心身機能の維持向上を図ることにより、要介護状態になることを予防する。

(2) 軽度生活援助事業(町受託事業)

要介護高齢者及び一人暮らし高齢者に対して、軽度生活援助(家事援助・除雪援助)を提供することにより、高齢者が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援する。

(3) 福祉有償運送事業（町受託事業である移送サービス含む）

在宅高齢者や障害のある人で、公共交通機関を利用して移動が困難な人を対象に、通院などを目的に運輸局の許可車両を使用し、有償で移送サービスを行う。

福祉教育・ボランティア活動の推進

1 . 福祉意識の高揚と人づくり

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めると共に、社会福祉発展に功績があった方々への表彰を行う。

(2) ふれあい福祉活動人材養成事業

地震などの大規模災害発生時における地域連携(つながり)の重要性や普段からの住民相互の助け合い活動に対する理解と意識を図ることを目的に講座を開催する。

(3) 子育て応援ネット事業

「子育てサポート養成講座」修了者並びに「子育て応援ボランティア養成研修会」修了者を中心に、子育て家庭の見守り体制の充実を図る。また、黒石市・平川市ファミリーサポートセンターと連携し、子育て家庭の見守り体制の充実を図る。

(4) ダイヤモンド婚式・金婚式の開催（町受託事業）

町内在住で婚姻されてから満60年を迎えるご夫婦並びに満50年を迎えるご夫婦を対象に、ダイヤモンド婚式・金婚式のお祝いを開催する。

(ダイヤモンド婚対象者：昭和27年1月～昭和27年12月に婚姻届を提出されているご夫婦)

(金婚対象者：昭和37年1月～昭和37年12月に婚姻届を提出されているご夫婦)

2. 福祉教育の推進

(1) ボランティア活動推進校の推進

町内の小・中学校を指定し、各学校が地域を巻き込んだ福祉活動に取り組みながら、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕と社会連帯の精神を養い心豊かな人材の育成を目的に事業を行う。

推進校の指定

藤崎小学校 藤崎中央小学校 常盤小学校 藤崎中学校 明德中学校
学校で行う福祉に関する学習への協力
福祉学習プログラムの活用

(2) 親子福祉体験事業

親子を対象に、体験学習を通して親子の絆を深めると共に、福祉に対する理解を深めることを目的に行う。

(3) 社会福祉士養成実習(大学生)の受け入れ

社会福祉士を目指している福祉系大学生に対して、社会福祉士に必要とされる「実習プログラム」に基づき、現場実習を行う。

3. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの充実及び人材育成

ボランティアセンターでは、情報の提供や各種相談、人材育成を通じて、個別のボランティアや福祉団体への支援を図りながら、ボランティア活動の基盤整備を図る。

ボランティアに関する情報の提供及び啓発
ボランティアに関する相談、登録、斡旋
ボランティアに関する養成、研修
ボランティア活動保険などの加入促進
ボランティア収集ボックスの活用
ボランティア連絡協議会との連携

(2) 災害ボランティアネットワーク構築

近年、地震などの大規模災害が各地で発生している中、緊急時に速やかに対応できるように、行政との連携を密にするとともに、町内会や各団体などに対して、防災訓練などの活動に対する支援や防災に対する意識づけを行い、地域のネットワーク構築の支援を行う。

福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

1．福祉情報の提供

(1) 社協広報紙の発行(年12回)

社協広報紙「ふじさき社協だより」の発行により、福祉情報の提供や福祉活動への参加啓発を行う。

毎戸への配布

公共機関や民間企業などへの配布

(2) 社協ホームページの運用・更新

社協ホームページにより、福祉情報の提供や社協が行う事業のPRを行う。

2．相談体制の確立

(1) 心配ごと相談所事業

誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所として、住民の様々な相談に応じ、その問題解決に努める。また、社協広報紙により心配ごと相談所のPRや問題解決のために各関係機関との連絡調整を行う。

常時2名体制による心配ごと相談所(藤崎地区・常盤地区で毎週水曜日)の開設

専門相談員(司法書士、保健師OB)による『こころの健康相談所』(毎月第1、3水曜日)の開設

(2) 広域法律相談所事業

平川市社協、西目屋村社協、藤崎町社協、大鰐町社協、田舎館村社協の持ち回りによる法律(弁護士)相談所を無料で開設する。

開設回数(年11回開催)

平川市社協4回、西目屋村社協2回、藤崎町社協1回、大鰐町社協2回、田舎館村社協2回

3．生活支援体制の確立

(1) 日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方に対して、金銭管理などの支援を行い、地域において安心して生活を送ることができるよう援助する。

(2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置

本会のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第82条を踏まえた本会規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速に改善を図る。

(3) 紙おむつ支給事業

在宅で紙おむつを使用している寝たきり高齢者などに対して、その世帯の経済的負担の軽減を目的に、要介護者の状態に応じた紙おむつを支給する。

(4) 福祉器具の貸出事業

在宅で生活している寝たきり高齢者・障害のある人に対して、福祉器具（ギャッジベッド・車いす）を貸し出しする。

(5) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得世帯・高齢者世帯・障害のある人がいる世帯に対して、経済的自立を目的に各種資金の貸し付けを行う。

(6) たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対して、経済的自立を目的に資金の貸し付けを行う。

(1回につき貸付限度額50,000円以内)

(7) 有職知的障害者交通費助成事業

就労している知的障害のある人に対して、職場までの交通費の一部を助成することで、就労を支援し、社会参加の促進を図る。(1ヶ月4,000円上限)

(8) 斎壇事業

廉価で斎壇を貸し出し、町の合理化運動を推進する。また、お手伝いがいないなどの理由により本会の斎壇を利用できないという声も聞かれることから、斎壇事業協力隊により、ご遺族を一部サポートする取り組みも行う。

(花輪ポスターの推進、香典返し廃止の推進、会費制の推進)

【協力隊の援助内容】

通夜・葬式の司会

斎壇の設置作業、解体作業

通夜・葬式会場に係る準備作業、後片付け作業

花輪ポスター名前書き及び看板書き

団子、対膳などの作成

(9) 公共施設の運営(町受託事業)

町からの指定管理(平成24年度～平成26年度)による藤崎・常盤老人福祉センターの管理運営を行う。

社協基盤の充実・強化

1. 社協組織の強化

(1) 役員研修会の実施

県社協などが開催する各種研修会に参加し、社会福祉情勢や社協が取り組むべき問

題や課題について理解と認識を深め、組織体制の強化を図る。

(2) 理事会・評議員会の充実

執行機関である理事会の責任ある体制づくりと、議決機関である評議員会におけるチェック体制の強化を図る。

2. 職員体制の強化

(1) 職員の処遇安定

社協職員の給与などの待遇について安定化に努める。

(2) 資格取得の促進

社会福祉の専門職としての資格取得を積極的に促し、専門性を高める。

(3) 各種研修会への派遣

内部研修や外部研修への参加を促し、職員の資質向上を図る。また、職員の経験年数や職務内容を考慮した研修会への参加を促す。

3. 財政基盤の整備

(1) 公費助成の確保

社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金の継続的な要望を働きかける。

(2) 基金の運用と増資

福祉基金や介護保険調整基金の増資に努める。

(3) 収益事業による自主財源の確保

収益事業による自主財源の確保に努める。

(4) 社協一般会員・特別会員・賛助会員の加入促進

社協が住民の参加と協力のもとに活動が推進できるように、新規会員の確保と既存会員への継続加入に努める。

(5) 共同募金運動への協力

共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いすると共に募金実績により配分される共同募金配分金の拡大に努め、地域福祉の向上に努める。

関係機関・団体との連携

1 . 関係機関・団体との連絡調整

行政、町内会、民生委員児童委員協議会、医療機関、福祉施設、関係団体、企業などと連携し、福祉活動を推進する。

津軽広域社協連絡協議会との連携（弘前市社協、黒石市社協、平川市社協、西目屋村社協、藤崎町社協、大鰐町社協、田舎館村社協、板柳町社協で組織）

青森県市町村社協連絡会との連携（県内市町村社協で組織）